

宇美町指定の「ごみ袋等」の販売に関する協定書

宇美町商工会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、宇美町が指定するごみ袋及び粗大ごみシール（以下「ごみ袋等」という。）の販売に関し、以下の条項に従い協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲から乙へのごみ袋等販売は、次のとおりとする。

- (1) ごみ袋の種類は、もえるごみ袋、もえないごみ袋及び資源物専用ごみ袋とする。
 - (2) 前号の家庭用については、1梱包300枚とし、事業用については、1梱包100枚とする。
 - (3) 粗大ごみシールは1梱包10枚とする。
- 2 第1項に掲げのごみ袋等の販売は、甲の所在地とし、販売時間は原則として9時から16時までとする。ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。
- 3 ごみ袋等について、不良品以外の事由による返品や交換はできないものとする。
- 4 甲は、乙にごみ袋等を販売した後において、ごみ袋の破損等があった場合は、甲乙が協議の上対処するものとする。

（順守事項）

第2条 乙は、ごみ袋等の販売に関し次の事項を順守するものとする。

- (1) ごみ袋等を適正な管理のもとに保管し、販売すること。
- (2) 販売に際しては、消費者の利便性に努めること。
- (3) ごみ袋等については、景品やサービス品として配布すること及び小売りを目的にする者への譲渡及び販売をしないこと。

（販売価格等）

第3条 ごみ袋等の販売額（消費税を含む）については、甲の会員と非会員を区分し、別表1のとおりとする。

- 2 乙が販売する数量及び価格については、これを厳守するものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、ごみ袋等の受領と引き替えに、現金にて代金を甲に支払うものとする。

（販売の中止）

第5条 乙は、ごみ袋等の販売を中止しようとするときは、1カ月前までに別表2により「宇美町指定ごみ袋等の販売中止届出」を甲に提出しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙がこの本協定に定める事項を履行しないとき又は、乙に不都合が生じたと認めた場合は、本協定を解除することができる。

(契約期間)

第7条 この契約期間は、令和 年 月 日から、当該年度の末日までとする。ただし、期間満了1カ月前までに甲、乙ともに解除の申出がない場合は、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議のうえ対処するものとする。

上記を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通ずつを保管する。

令和 年 月 日

甲 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目2番14号

宇美町商工会

会長 合屋 昭輝

①

乙 住所

商店名
(事業所)

氏名又は代表者名

①